

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 岩手県水産技術センター機械警備業務 一式
- (2) 業務案件の仕様その他明細 別紙仕様書による
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

- (4) 履行場所 岩手県水産技術センター（岩手県釜石市大字平田第3地割75番地3）

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。なお、(7)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県の令和7・8・9年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち機械警備において登録を受けていること。
- (3) 入札日現在で、沿岸広域振興局管内に本社・支店又は主たる営業所を有していること。
- (4) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。

3 入札参加者に求められる事項

(1) 入札参加希望者は、次の書類を令和8年3月19日(木)午後5時までに、岩手県水産技術センター総務部に提出しなければならない。

なお、入札参加者は、提出した書類について岩手県水産技術センター所長から説明を求められた場合には、説明をしなければならない。

ア 入札参加資格審査申請書(様式1)

イ 納税証明書の写し(申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)第3条に掲げる税目及び消費税の納税証明書をいう。)

ウ 業務実績調書(様式2)

エ 資本関係・人的関係に関する届出書(様式3)

入札参加資格の確認結果については、令和8年3月23日(月)午後5時までにファックスまたはEメールで通知する。

(2) 入札参加者は、本説明書(仕様書及び別紙委託契約書案を含む。以下「説明書等」という。)を熟読の上、入札しなければならない。入札後、説明書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

4 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格確認申請書を提出することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。)の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条及び第3条の2に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役

員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)から(3)までと同視し得る関係があると認められる場合

(5) 入札参加希望者が(1)から(4)までの制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 現行の本業務を受託している者以外にあたっては、導入に係る工事費等を含めた金額を記載すること。

(3) 入札書は、直接、8 の日時、場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札書の提出は認めない。

(4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、一度提出した入札書の引き換え、変更又は取消をすることができない。

(5) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 代理人入札に関する事項

代理人より入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に「委任状」（様式 5）を提出しなければならない。

7 入札書記載事項

「入札書」（様式 6）は、次のことを表示し押印すること。

(1) 入札年月日

(2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）

(3) あて名は「岩手県水産技術センター所長」とする。

- (4) 入札金額
- (5) 件名

8 入札及び開札の日時及び場所等

令和8年3月25日（木）午前10時 岩手県水産技術センター1階小会議室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 入札保証金 免除

10 入札への参加

3 (1) により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした場合
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

12 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件調達に係る入札公告に示した入札参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）

第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

13 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争入札参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。8 (3)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

14 契約成立条件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たされることが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- (3) 岩手県から庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

15 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。

ただし、岩手県会計規則（平成4年3月31日規則第21号）第112条に該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

- (3) 契約条項は別添契約書（案）のとおりとする。
- (4) 長期継続契約であるが、万一、翌年度以降において岩手県歳入歳出予算の当該予算について、減額又は削除があった場合は契約を変更し、又は解除することがあること。

16 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 令和 8 年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務委託手続について停止の措置を行うことがある。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地
〒026-0001 岩手県釜石市大字平田第 3 地割 75 番地 3
岩手県水産技術センター総務部 電話番号 0193-26-7911 FAX 番号 0193-26-7910